

## 第1節 初動体制の整備計画

総務課

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 町は、平常時から県と連携し、原子力防災に関する情報の交換に努める。
- (2) 町は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間・休日等の場合にも対応できるよう、連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

### 2 情報の分析整理

- (1) 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進
 

町は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努め、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。
- (2) 人材の育成・確保
 

町は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理にあたり、必要に応じ、県等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

### 3 通信手段の確保等

- (1) 通信連絡網等の整備
 

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、県をはじめとする防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。
- (2) 複合災害への備え
 

町は、防災行政無線等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講ずる。

## 第2節 住民等への情報伝達体制の整備計画

総務課 総合政策課 健康福祉課

災害時における情報について、住民等に対して正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 1 情報伝達体制の整備

町は、防災行政無線、広報車、町ホームページ等様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう、広報体制の整備を図る。

### 2 要配慮者等への情報伝達

町は、消防本部や自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

### 3 相談窓口の設置

町は、県及び消防本部等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

## 第3節 避難活動体制等の整備計画

全 部

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、避難指示や屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

### 1 避難体制等の整備

(1) 屋内退避及び避難誘導計画の策定

町は、県の支援を得て、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、計画策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

(2) 避難所の指定等

ア 避難所の設置及び資機材の整備

町は、学校、公民館等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により、あらかじめ避難所及び福祉避難所の設置予定施設を指定しておくとともに、避難所に整備すべき資機材等の整備に努める。

イ 避難誘導用資機材

町は、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3) 避難所、避難方法等の周知

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

(4) 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

本県における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県及び町は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

### 2 避難指示の判断

(1) 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、OILに基づき避難等の指示が発出される。

#### 避難等の基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく	500 $\mu$ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難

護 措 置		影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	率)	なものの一時屋内退避を含む。)
早 期 防 護 措 置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

(2) 屋内退避

大気を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状態や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

県及び町は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防本部等との連携・協力体制についても検討しておく。

4 要配慮者等への対応

町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。

## 第4節 モニタリング体制の整備計画

総務課 総合政策課

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 1 体制の整備

- (1) 町は、平常時・緊急時における町内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。
- (2) 町は、町が保有する測定機器を用いて、町内の小中学校及び保育園、幼稚園、その他施設等の空間放射線量を測定し、その結果を町ホームページ等において公表する。

### 2 要員の確保・育成等

- (1) 町は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。
- (2) 町は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、県及び専門家等に要請するための体制を整備する。

### 3 県及び関係機関との協力体制の整備

町は、緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から県及び関係機関と緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

## 第5節 住民等の健康対策計画

全 部

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

### 1 資機材の整備等

#### (1) 活動用資機材の整備

町は、県及び関係機関等と連携し、スクリーニング、人体への除染等を実施するために必要な資機材の整備に努める。

#### (2) 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

町は、県及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

#### (3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県及び関係機関等と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備、維持管理する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

### 2 医療救護活動体制の整備

#### (1) 体制の整備

町は、県及び関係機関と連携して、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

#### (2) 関係機関の協力の確保

ア 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

イ 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

## 第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備計画

全部

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

### 1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。県内においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

町は、県と連携して、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、県が実施する検査体制等について把握・理解しておく。

## 第7節 緊急輸送体制の整備計画

全部

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

### 1 緊急輸送体制の整備

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

町は、県と連携して、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ把握・確保しておくとともに、事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があることから、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制の整備に努める。

## 第8節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

総務課 総合政策課

災害時において、住民や職員等が適切な行動等をとることが可能となるよう、原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

### 1 住民等に対する普及・啓発

町は、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 町域の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に町、県及び国等が講ずる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

### 2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係機関が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ、県及び関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、町、県及び国等が講ずる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時の対応に関すること



# 第1節 活動体制計画

全 部

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は必要な職員を動員し、県及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

## 1 職員の配備体制

### (1) 配備体制の基準

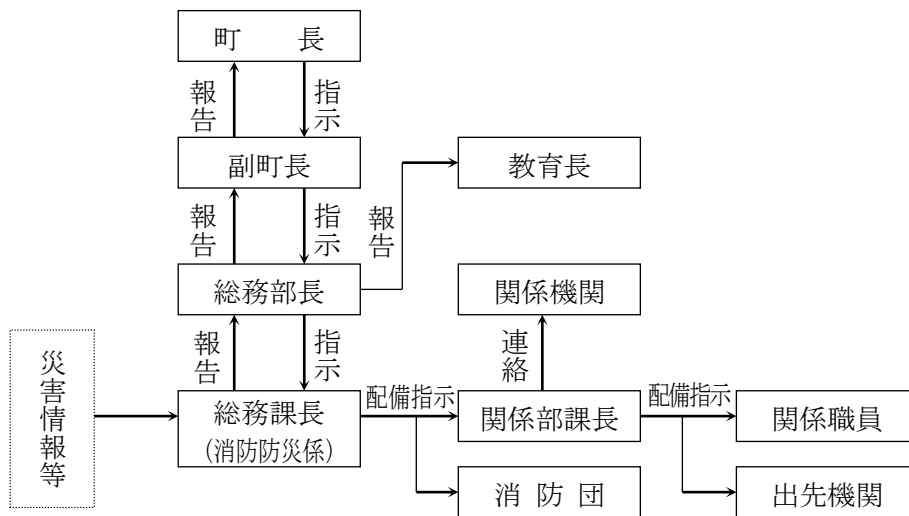
災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、別表の区分に基づき、活動体制を確立する。

### (2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、第2編第2章第1節「活動体制計画」別表2に掲げる標準動員表によるものとする。

なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

### (3) 配備指示の伝達系統



### (4) 連絡方法

#### ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

#### イ 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

## 2 情報収集体制の確立

### (1) 配備の指示

情報収集体制の実施責任者は、総務課長とする。総務課長は、総合的に状況を判断し、次の配備基準に基づき、情報収集体制を指示する。

ア 県周辺の原子力事業所において特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（EAL2））が発生したとの情報を入手したとき

イ その他、総務課長が必要と認めるとき

(2) 情報収集・警戒活動の実施

ア 総務課は、原子力災害に関する情報等を収集し、必要に応じて関係課に伝達する。

イ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

原子力災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、総務課長は、準備配備を解除する。

3 壬生町災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 配備の指示

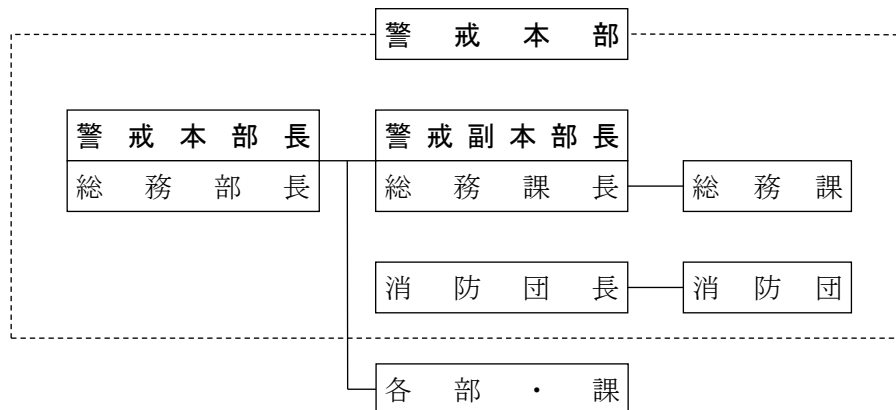
警戒配備体制の実施責任者は、総務部長とする。総務部長は、総合的に状況を判断し、次の配備基準に基づき、壬生町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ア 県周辺の原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条第1項に規定される事態（EAL3））が発生したとき

イ その他、総務部長が必要と認めるとき

(2) 警戒本部の組織

総務部長を警戒本部長とし、総務課長を警戒副本部長とする。また、警戒本部の組織については、次のとおりとする。



※警戒本部長の指示がある場合は、通常の行政組織体制により、災害応急活動に当たる。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、町役場庁舎（防災センター）に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 警戒本部は、災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に当たる。

イ 総務課は、消防団と連携し、原子力災害に関する情報、町内各地の状況及び関係機関・団体等の活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

ウ 各課は、所管施設の状況を確認し、警戒本部長に報告する。また、警戒本部長から指示があった場合には、その指示内容に基づき、災害応急対策活動に当たるものとする。

(5) 警戒本部の解散

総務部長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

ウ 警戒本部の業務が終了したとき

4 壬生町災害対策本部の設置（非常配備体制の確立）

町の地域において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域の指定を受けるような事態については、本編では想定していないが、原子力災害に対処するため、町長が特に必要があると認めるときは、壬生町災害対策本部条例（昭和44年条例第24号）に基づき、壬生町災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置することができる。

この場合における本部の組織等については、第2編第2章第1節「活動体制計画」によるものとする。

**別表 原子力災害時の配備体制**

名称	配備基準	各体制の構成	責任者 意思決定者	権限・役割	活動内容
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県周辺の原子力事業所において特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（EAL2））が発生したとの情報を入手したとき</li> <li>・その他、総務課長が必要と認めるとき</li> </ul>	消防防災係	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、連絡体制の確保</li> </ul>	主に状況の把握と各対策部、関係団体と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備体制に速やかに移行できるよう連絡体制を確立する。
警戒配備体制 （災害警戒本部の立ち上げ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県周辺の原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条第1項に規定される事態（EAL3））が発生したとき</li> <li>・その他、総務部長が必要と認めるとき</li> </ul>	総務部長、総務課、消防団長 （本部会議なし）	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部へ情報収集・応急対策の指示</li> <li>・非常配備の可能性があるときは、事前に全職員へ準備の連絡をする。</li> </ul>	<p>総務課は消防団等と連携し、町内の情報収集に当たる。各課も所管施設の状況を確認する。</p> <p>局地的な災害に対し対応できる体制とする。</p> <p>※ 災害警戒本部の設置</p> <p>※ 必要に応じて災害対策本部を設置（町長の判断による）</p>

EAL：緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

**EAL1（警戒事態）**

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態

**EAL2（施設敷地緊急事態）**

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じた事態

**EAL3（全面緊急事態）**

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態

## 第2節 情報の収集・連絡活動計画

全 部

原子力災害が発生した場合、県をはじめ、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

### 1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、町は、県に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて住民への周知を行う。

### 2 特定事象発生情報及びその後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

#### (1) 原子力事業者による関係機関等への通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

また、この場合、その後の活動情報、被害情報等次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

ア 施設の状況

イ 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

ウ 被害の状況等

#### (2) 県から町への情報連絡等

県では、日本原子力発電㈱と「東海第二発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する確認書」を、東京電力㈱と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」をそれぞれ書面交換しており、原子力事業者との間において、異常発生時の通報体制等を確保している。

県は、原子力事業者からの通報や国や近隣県等から入手した情報を、町及び消防本部等に対して速やかに連絡することとしており、町は、当該情報を入手した場合は、県との連携を密にし、その後の対応に備える。

### 3 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

#### (1) 要員の確保

町は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

#### (2) 情報の収集等

町は、県、国、近隣県等及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集するとともに、県等の緊急事態応急対策活動

の状況を把握し、町が行う応急対策において活用する。

## 第3節 住民等への情報伝達計画

総務班 総合政策班 健康福祉班

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺や混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

### 1 住民等への情報伝達活動

#### (1) 住民等に対する情報伝達

ア 町は、早い段階から原子力災害に関する情報について、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等様々な手段により、広く迅速に住民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、又はその軽減に努める。

イ 町は、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、町、県、国及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

#### (2) 情報伝達の内容等

##### ア 情報伝達に当たっての留意事項

町は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ、伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等をあわせて提供する。

##### イ 要配慮者への配慮

町は、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

##### ウ 情報伝達内容

(ア) 事故・災害等の概況

(イ) 災害応急対策の実施状況

(ロ) 不安解消のための住民に対する呼びかけ

(ハ) 町外からの避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

エ 広報内容の確認

- (7) 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- (4) 発表内容や時期については、県及び関係機関等と相互に連絡をとり合い、実施する。

オ 誤情報の拡散への対処

町は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

**2 住民等からの問い合わせに対する対応**

(1) 相談窓口の設置

町は、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

(2) 情報の収集・整理

町は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等計画

総務班 総合政策班 健康福祉班 商工観光班 都市計画班  
学校教育班 生涯学習班 スポーツ振興班 協力班

町は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講ずる。

### 1 避難等措置の実施主体

住民の避難等の措置を講ずるにあたっては、県、警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと、実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

### 2 屋内退避、避難等の実施

#### (1) 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、町は、住民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

#### (2) 避難誘導等

ア 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、町に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

イ 町は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

ウ 県及び町は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

#### (3) 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察署、消防本部等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握する。

### 3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県及び町は、国及び関係機関と連携して対応する。

### 4 避難所等の開設、運営

#### (1) 避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、住民等に対し周知徹



底を図る。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所の管理・運営

ア 町は、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織、自治会等の協力が得られるよう努める。

イ 町は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

ウ 町は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

(3) 飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

5 町外からの避難者の受入れ

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、県内市町及び近隣県の住民が町内に避難することが予想される。

町は、県から要請を受けた場合には、町の保有する施設において避難所（資料6-1）を開設し、避難者に提供する。また、被災した社会福祉施設の入所者等の受入れのため、福祉避難所を開設する。

さらに、町は、必要に応じて県と協議の上、町内の宿泊施設等を借り上げて避難所とするほか、町営住宅等への受入れや民間賃貸住宅の借り上げ等により避難者に提供することを検討する。

なお、町外からの避難者の円滑な受入れのため、県を通じて県内市町及び近隣県等の災害対策本部等との情報交換や職員の受入れに努める。

6 要配慮者等への配慮

町は、県と連携して、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達等の生活支援を行う。

## 第5節 モニタリング活動計画

総務班 総合政策班

緊急時においては、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する必要がある。

町は、町内における影響を把握するため、町のモニタリング体制を強化するとともに、県が実施する環境放射線モニタリングの結果等について、住民に対して広く公表する。

## 第6節 医療救護活動等計画

全 部

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

### 1 住民等を対象とする健康相談等の実施

#### (1) 避難者等に対する健康相談等の実施

町は、県等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

#### 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
		β線：13,000 cpm 【1か月後の値】	

#### (2) 相談窓口の設置

町は、県の協力を得て、住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じて、避難所等における巡回相談を実施する。

### 2 医療救護活動

町は、県と連携して、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所等に対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保計画

全 部

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、住民に対して広く周知する。

### 1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

また、飲食物の摂取制限の実施にあたっては、国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、まず、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされている。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

#### 食品中の放射性物質の基準値等

##### (1) 飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

##### (2) 食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食 品 群	基準値（ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

## 2 食品等の出荷自粛要請及び解除

- (1) 県のモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、町は、関係団体等の協力を得て、速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、防災行政無線やホームページへの掲載等様々な手段を使って、住民に対して広く周知する。
- (2) 基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等の協力を得て、生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。
- (3) 県から出荷制限の指示があった場合は、速やかに生産者に要請するとともに、住民に対し広く周知する。
- (4) 出荷自粛要請後の県のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合した場合、県の指示を受けて出荷自粛等を解除するとともに、生産者及び住民等へ広く周知する。

## 3 飲料水の安全対策の実施

町は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、県の要請を踏まえて、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して、必要な措置をとる。

なお、町は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、平常時より飲料水の備蓄等を行う。

## 4 食品等の供給

町は、食品等の摂取制限等の措置をとった場合には、第2編第2章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動計画」に準じて、住民への応急措置を講ずる。

## 第8節 児童・生徒等の安全対策計画

全 部

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童・生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

### 1 児童・生徒等の安全の確保

- (1) 学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童・生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。
- (2) 町は、県や国と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第9節 緊急輸送活動計画

全 部

町は、県、県警察及び関係機関と連携して、緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- エ 食料等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (2) 緊急輸送体制の確立

- ア 町は、県との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、県及び関係機関に支援を要請する。

### 2 緊急輸送のための交通確保

- (1) 町は、県警察が行う広域的な交通規制の実施状況を把握するとともに、町道における交通の混乱を防ぐため、関係機関の協力を得て、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。
- (2) 町は、緊急通行車両として使用する車両について、県知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を申請する。

## 第1節 住民等の健康対策計画

健康福祉課 学校教育課 こども未来課

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制等を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

### 1 住民への対応

町は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

### 2 健康影響調査、健康相談等

町は、県の協力を得て、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

#### (1) 調査の検討

ア 調査実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

イ 検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

#### (2) 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

#### (3) メンタルヘルス対策

ア 町は、県、医療機関及び関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

イ 防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、町は、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

#### (4) 飲料水・食品の安全確認

町は、県が防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

### 3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

#### (1) 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童・生徒等については、災害で受けた



心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

(2) 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童・生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、町及び学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

(3) その他

ア 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童・生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、町及び学校長等は、園庭や校庭など児童・生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置をとる。

イ 町及び学校長等は、児童・生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

## 第2節 風評被害対策計画

総合政策課 農政課 商工観光課

町は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

### 1 農産物、工業製品等に係る対策

#### (1) 基本方針

##### ア 農産物

町は、農産物等について風評被害を最小限にとどめるため、県に対して詳細な放射性物質モニタリング検査の実施を要請し、安全性を積極的にPRしていく。

##### イ 工業製品等

町は、工業製品や加工食品等について、県に速やかな放射性物質の測定を要請するなど、安全確認を積極的に支援する。

#### (2) 具体的方法

##### ア 国内における対策

町は、県の協力を得て、農産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的に、テレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を町内外に対して積極的に発信する。

##### イ 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県及び国と連携して、その払拭に向けて各種施策に取り組む。

### 2 観光業に係る対策

#### (1) 情報の発信

町は、県の協力を得て、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、農産物や工業製品等の安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を町内外に対して積極的に発信する。

#### (2) 観光客等への説明

町は、県の協力を得て、本町を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から誤った情報が拡散されないよう努める。

### 3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、町は、県と連携して、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

## 第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理計画

全部

町は、県と連携して、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

### 1 基本方針

- (1) 町は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民と連携して、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業に努める。
- (2) 除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・保育所・幼稚園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (3) 原子力事業者は、町、県等に対し、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、町、県等の要請に基づき、原子力防災要員を派遣する。

### 2 除染の実施

町は、県、その他防災関係機関及び住民と連携して、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成25年5月第2版、平成30年3月追補環境省）を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、子どもの生活環境を優先して除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (3) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1 mSv/年を超えないようにする。
  - ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1 mSv/年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
  - ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10  $\mu$  Sv/年以下とする。
- (4) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置をとる。

### 3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- (1) 町は、県、国、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を実施する。
- (2) 町は、県と連携して、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。
- (3) 町は、県と連携して、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置をとる。
- (4) 町は、県と連携して、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。
- (5) 町は、県と連携して、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請する。

## 第4節 損害賠償計画

全 部

町は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

### 1 事業者等への支援

#### (1) 損害状況等の情報収集

ア 賠償金の支払いについては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、町は、県の協力を得て、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

イ 町は、原子力災害により、町内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

ウ 町は、町内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

#### (2) 事業者等への支援内容

ア 原子力災害により、町内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けられるために、町は、県と連携して、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

- (ア) 町広報誌や町ホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知
- (イ) 制度や手続き等、業種や業界団体別の説明会の開催
- (ウ) 相談窓口の設置

イ 町は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

### 2 自治体による請求

町は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

## 第5節 各種制限の解除計画

全 部

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。